

## 令和6年度緑化樹配付事業 実施に関する留意点について

### ○対象要件の確認について

- ・本事業は、住民や社員等が協同して行う地域緑化を目的としています。  
協同緑化であるかを確認するため、【様式第1号の3】に、
  - ・ 団体名（自治会や企業名など）及び構成員数、植栽参加者予定人数が記載されているかをご確認ください。
- ・大阪府緑化樹配付要領の第2条アに記載の“公開性が高い区域”とは、不特定多数の利用が可能な地区、もしくは、不特定多数の利用が不可能な場合は、接道部に緑化が可能な地区のどちらかとします。

### ○実績報告の際の写真について

- ・ 植樹前、植樹中、植樹後の写真を必ずご提出ください。
- ・ 植樹中写真は、緑化活動をしていることがわかるように撮影してください。
- ・ 配付した樹木がすべて確認できるように撮影してください。
- ・ 写真は必ず「みどりの基金」のロゴ（植栽時プレート）を入れて撮影してください。

### ○植栽箇所及び高木申請義務について

- ・ 植栽箇所は、これまで通り原則として、“地植え”もしくは“大型プランター（容量100L以上）”への植栽とし、
  - ・ 最低配付本数は、1箇所あたり高木2本以上の申請
  - ・ 低木・つる植物の配付本数は、高木1本あたり合計5本以内 とします。
- ・ ただし、植栽箇所の物理的な原因により、上記が困難な場合に限り、
  - ・ 低木・つる植物のみの申請でも可能
  - ・ ただし、低木・つる植物の配付本数は1申請あたり50本以内 とします。

### ○低木・つる植物のみを申請する場合の確認について

- ・【様式第1号の5】（緑化計画図）に植付場所の状況を確認する項目記入欄があります。  
低木・つる植物のみの申請を行う団体については、
  - ・ “□高木植栽が困難”に☑されているか
  - ・ 理由欄に、適切な理由が記入されているか をご確認ください。
- ※完了時にご提出いただく【様式第3号の5】（植栽実績図）にも同様の記入欄があります。
- ・理由欄については、以下の記入例を参考に、物理的に高木植栽が困難な理由となっているかをご確認ください。なお、維持管理や景観上の理由は認められません。

#### ○正しい記入例

- 例①：植栽可能な箇所が、“小型プランター（容量100L未満）”しか無いため
- 例②：“地植え”だが、近接する建物への影響が大きいため

#### ×認められない記入例

- 例①：高木剪定等の維持管理が難しいから
- 例②：既存の低木植栽地への補植であるため